

別紙

諮問第1503号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成23年度から平成25年度に開催された、東京都環境影響評価審査会（原文ママ）の第1回～第14回の技術指針検討部会の速記録及び配布資料。ただし、大気汚染及び温暖化に関する環境影響評価について検討された期日のものにかぎる。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年3月9日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

東京都環境影響評価審議会の第1回から第12回までの技術指針検討部会は、公開とすることで、率直な意見交換を損なうおそれがあり、また、不確定な情報が公になることで誤解や混乱を生じるおそれがあるため非公開で審議されたものである。

技術指針の決定は、今後環境影響評価を行う事業者への影響が大きいものであるという性質上、全てが公開となると、委員の発言は慎重にならざるを得ず、率直な意見交換が困難となる。非開示情報は、公にしないことを前提に行われた審議内容であり、公にすることで、今後の同様の審議での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため、条例7条5号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年7月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月30日に実施機関から理由説明書を、同年12月9日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年1月21日（第225回第二部会）から同年5月27日（第228回第二部会）まで、4回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会について

東京都環境影響評価審議会は、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）により、その権限に属された事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議する知事の附属機関であり、知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象計画の策定及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査等についての項目、方法、範囲その他の事項についての技術指針を定め又は改定する際に同審議会の意見を聴くものとされている。

現行の技術指針への改定に係る東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会（以下「本件部会」という。）は、東京都環境影響評価条例75条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めた東京都環境影響評価審議会規則（昭和56年東京都規則第70号）3条の規定により、審議会の所掌事項を調査審議させるために置かれたもので、平成23年12月21日から平成25年5月15日までに計14回開催されている。

イ 本件部会の非公開について

東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱（平成12年2月23日付会長決定。以下「要綱」という。）は、東京都環境影響評価審議会規則6条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとされている。要綱5条は、審議会、部会及び分科会の会議は公開とするが、条例7条に規定する非開示情報に係る案件を審議する場合にあっては、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非公開とすることができるとし、部会においては部会長が部会に諮って決定するものとされている。

本件部会の第12回までは、上述の手續に則り、会の冒頭において非公開とする旨決定の上、開催されており、本件部会の第4回、第6回から第8回まで、及び第10回から第12回までが非公開により、第13回及び第14回が公開により、それぞれ実施されている。

ウ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表1のとおり本件対象公文書を特定し、このうち別表2に掲げる本件非開示情報1及び2を非開示とする本件一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件部会の第4回、第6回から第8回まで、及び第10回から第12回までの速記録のうち、当日の審議事項について本件部会事務局の説明を受けて、各委員が意見等を述べている部分であること、また、本件対象公文書16に係る参考資料「技術指針検討部会における委員の主な意見」は、第11回までの本件部会における委員による発言をまとめたものであり、委員名を除き公表されることについて第12回の本件部会において委員に周知していることが確認された。

審査会が検討したところ、非公開で行われた本件部会は、各回の冒頭で手續に則って非公開で行うことを決定していることから、本件部会の速記録も当然非開示となることを想定して各委員が発言を行ったとしても不自然ではなく、本件非開示情報1を公にすることで、将来における同種の会議において、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあることが認められる。

しかし、本件非開示情報1のうち本件対象公文書16の「技術指針検討部会における委員の主な意見」で既に公となっている情報の元となった発言については、これを公にすることで、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとまで認めるのは困難である。

したがって、本件非開示情報1のうち本件対象公文書16で既に公となっている情報と対応する箇所である別表3に掲げる部分については、条例7条5号に該当せず、

開示すべきであるが、その余の部分については、条例7条5号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、第12回の本件部会で配付された資料のうち、それまでに開催された第1回から第11回までの本件部会における委員の主な発言をまとめた、「技術指針検討部会における委員の主な意見」中、当該発言を行った委員名であることが確認された。

審査会が検討したところ、これを公にすることで、既に公となっている「主な意見」の発言者が特定され、将来における同種の会議において、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあることが認められ、条例7条5号に該当することから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表 1】

本件対象公文書	
1	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第4回速記録
2	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第6回速記録
3	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第7回速記録
4	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第8回速記録
5	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第10回速記録
6	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第11回速記録
7	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第12回速記録
8	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第13回速記録
9	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第14回速記録
10	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第4回資料
11	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第6回資料
12	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第7回資料
13	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第8回資料
14	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第10回資料
15	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第11回資料
16	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第12回資料
17	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第13回資料
18	東京都環境影響評価審議会技術指針検討部会第14回資料

【別表 2】

本件対象公文書	本件非開示情報	非開示部分	非開示理由
1、2、3、4、5、6、7	1	審議の内容	審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため【条例7条5号】
16	2	「技術指針検討部会における委員の主な意見」の委員名	

【別表3】

本件対象公文書	開示すべき部分	
1	6 頁	5 行目15文字目から 7 行目21文字目まで、9 行目37文字目から12行目行末まで、19行目 7 文字目から21行目10文字目まで、23行目10文字目から26行目行末まで、27行目25文字目から 7 頁 1 行目行末まで
	7 頁	4 行目30文字目から 6 行目40文字目まで、11行目 5 文字目から12行目34文字目まで、13行目15文字目から29文字目まで、16行目 7 文字目から17行目行末まで
	8 頁	3 行目 9 文字目から 7 行目 2 文字目まで、12行目14文字目から14行目14文字目まで、27行目行頭から30行目39文字目まで
	9 頁	4 行目19文字目から 6 行目26文字目まで、8 行目17文字目から 9 行目行末まで、10行目行頭から13行目行末まで
	11頁	14行目12文字目から18行目34文字目まで
	14頁	16行目行頭から23文字目まで、17行目17文字目から18行目32文字目まで
	15頁	14行目 6 文字目から15行目 2 文字目まで、16行目10文字目から18行目行末まで、21行目25文字目から23行目38文字目まで、28行目10文字目から16頁 1 行目 8 文字目まで
	16頁	15行目31文字目から17行目 5 文字目まで
	17頁	12行目24文字目から14行目行末まで
2	4 頁	20行目行頭から29行目行末まで
	7 頁	1 行目 7 文字目から 5 行目21文字目まで、26行目28文字目から28行目行末まで
	8 頁	11行目 6 文字目から39文字目まで、13行目33文字目から15行目行末まで、21行目 6 文字目から24行目行末まで
3	11頁	5 行目18文字目から 6 行目行末まで、26行目19文字目から30行目行末まで、
	12頁	11行目37文字目から15行目行末まで
	15頁	11行目行頭から12行目18文字目まで、23行目16文字目から27行目行末まで
	18頁	24行目行頭から19頁 6 行目行末まで
	19頁	9 行目行頭から16行目行末まで、28行目41文字目から30行目行末まで
	25頁	5 行目10文字目から 6 行目32文字目まで、25行目 6 文字目から26頁 3 行目行末まで
4	4 頁	21行目15文字目から23行目38文字目まで、28行目 5 文字目から29行目行末まで
	6 頁	7 行目17文字目から 9 行目40文字目まで

	8 頁	1 行目 9 文字目から 5 行目行末まで
	11 頁	13 行目行頭から 19 行目行末まで
	12 頁	27 行目 8 文字目から 13 頁 2 行目 27 文字目まで
	13 頁	5 行目 18 文字目から 9 行目 4 文字目まで、19 行目 6 文字目から 22 行目 4 文字目まで
5	4 頁	6 行目 6 文字目から 9 行目 20 文字目まで、19 行目行頭から 21 行目行末まで
	6 頁	21 行目 6 文字目から 25 行目行末まで
	7 頁	8 行目 6 文字目から 12 行目行末まで
	8 頁	21 行目 27 文字目から 34 行目行末まで
	9 頁	14 行目 13 文字目から 17 行目 29 文字目まで、23 行目 9 文字目から 25 行目行末まで、26 行目 10 文字目から 31 行目行末まで、35 行目 6 文字目から 10 頁 2 行目 17 文字目まで
	10 頁	7 行目 15 文字目から 10 行目 33 文字目まで、12 行目行頭から 15 行目 2 文字目まで
6	3 頁	21 行目 13 文字目から 25 行目行末まで、28 行目行頭から 4 頁 2 行目行末まで
	4 頁	3 行目行頭から 8 行目行末まで
	7 頁	15 行目行頭から 16 行目 39 文字目まで、17 行目 36 文字目から 21 行目行末まで、27 行目 37 文字目から 8 頁 1 行目 12 文字目まで
	8 頁	7 行目行頭から 13 行目 6 文字目まで、15 行目行頭から 21 行目行末まで